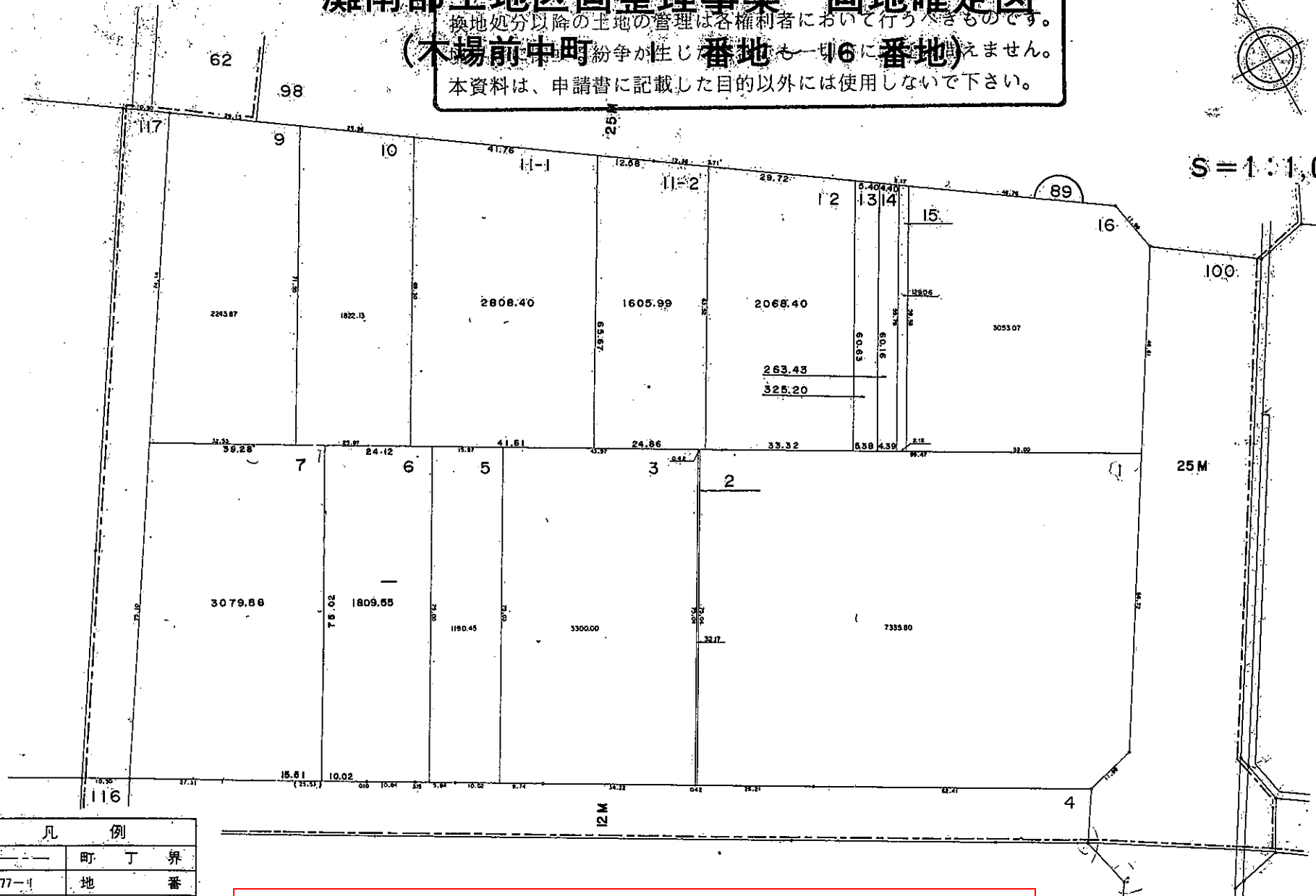


灘南部土地地区画整理事業あり面地確定図

換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
 (木場前中町) 紛争が生じ番地も一切に番地) 16番地)
 本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。



S = 1 : 1,000



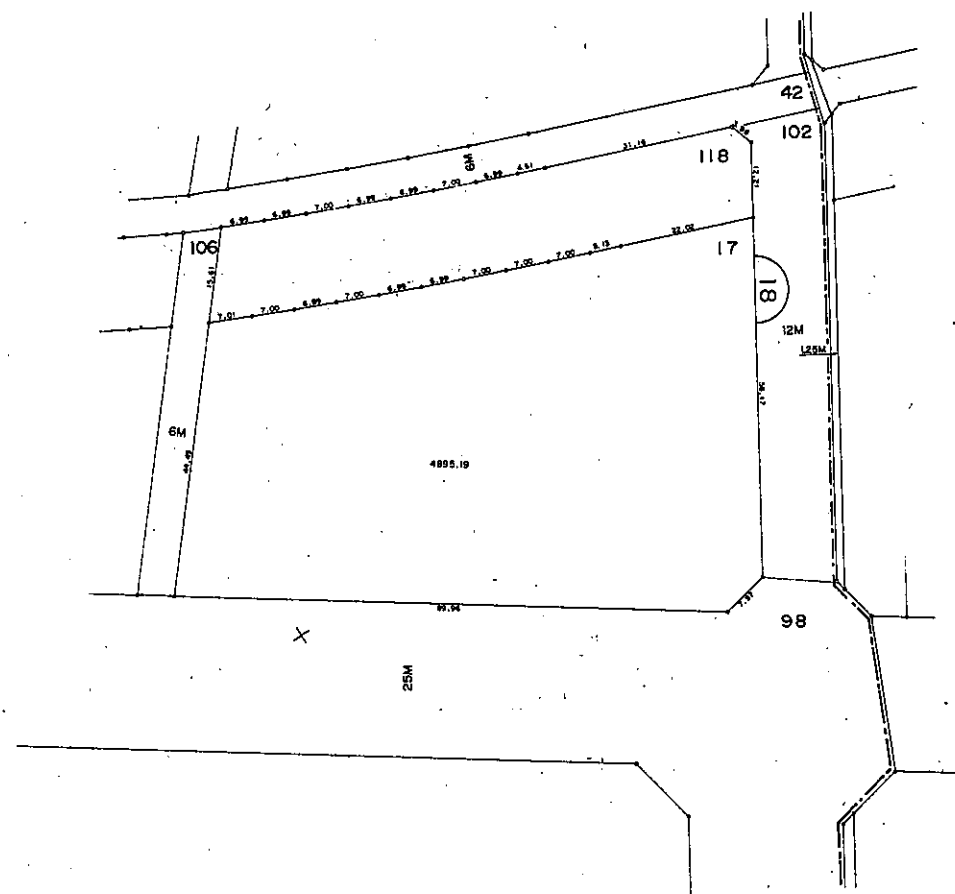
凡 例	
———	町 丁 界
77-1	地 番
1 2 3	面 積
15 M	街 路 巾 員

この図面で土地境界の確認等を行う場合は、あくまで参考資料としてのみ
 使用してください。

(木場前中町 17 番地～ 番地)


$$S = 1 : 1,000$$

この図面で土地境界の確認等を行う場合は、あくまで参考資料としてのみ使用してください。



凡 例	
—— — — —	町 丁 界
77-1	地 番
1 2 3	面 積
6 M	街 路 巾 員

現況とは必ずしも一致しないことがあります。

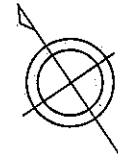
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。

本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。

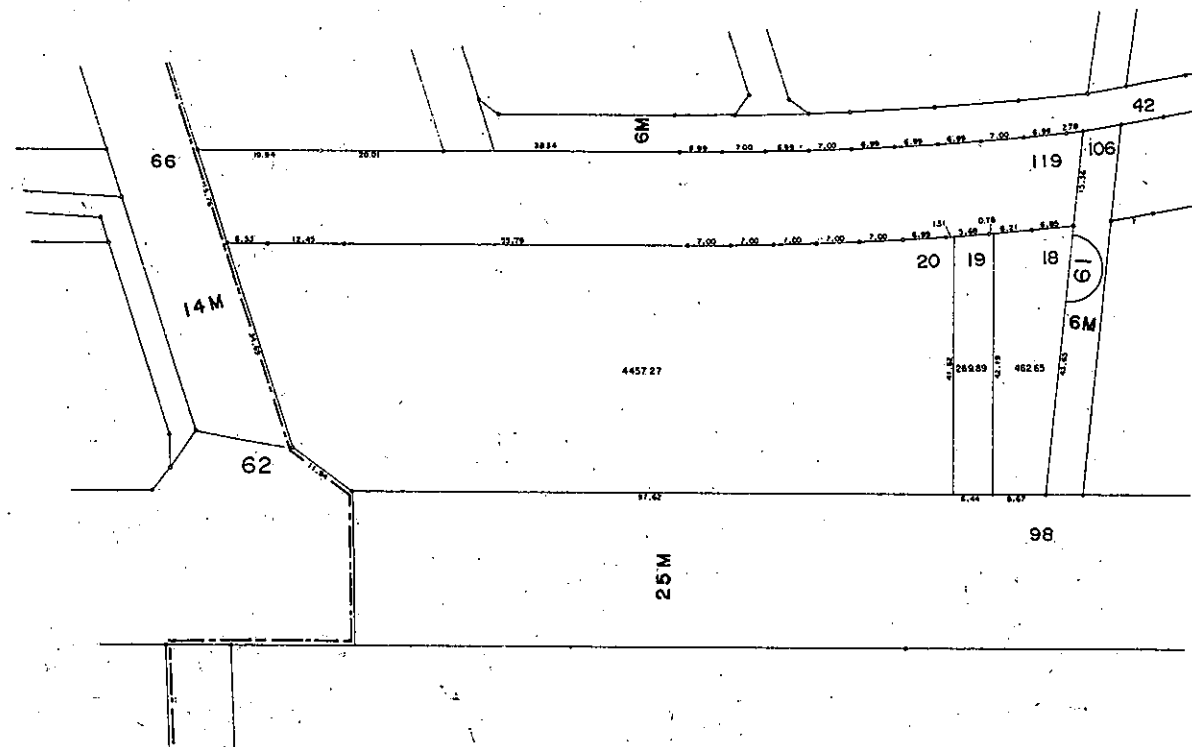
灘南部土地区画整理事業 画地確定図

(木場前中町 18 番地～ 20 番地)

この図面で土地境界の確認等を行う場合は、あくまで参考資料としてのみ使用してください。



S = 1 : 1,000



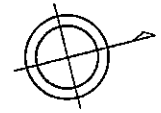
凡	例
---	町 丁 界
77-1	地 番
1 2 3	面 積
6M	街 路 巾 員

現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。

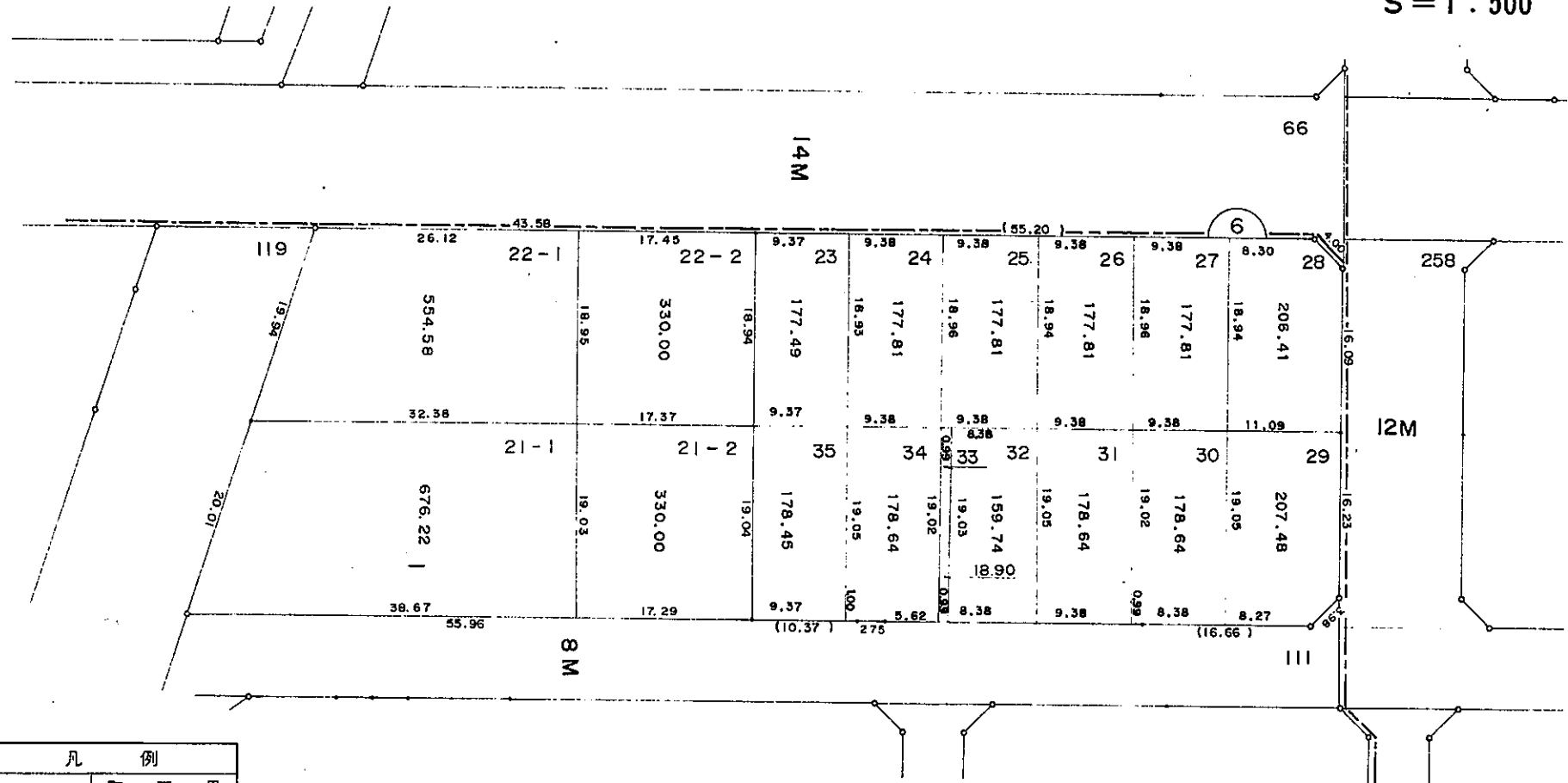
灘南部土地区画整理事業 画地確定図

(木場前中町 21-1番地～ 35 番地)

この図面で土地境界の確認等を行う場合は、あくまで参考資料としてのみ使用してください。



S = 1 : 500



凡 例	
--- 町丁界	
77-1	地 番
1 2 3	面 積
6 M	街 路 巾 員

現況とは必ずしも一致しないことがあります。

換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。

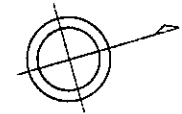
境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。

本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。

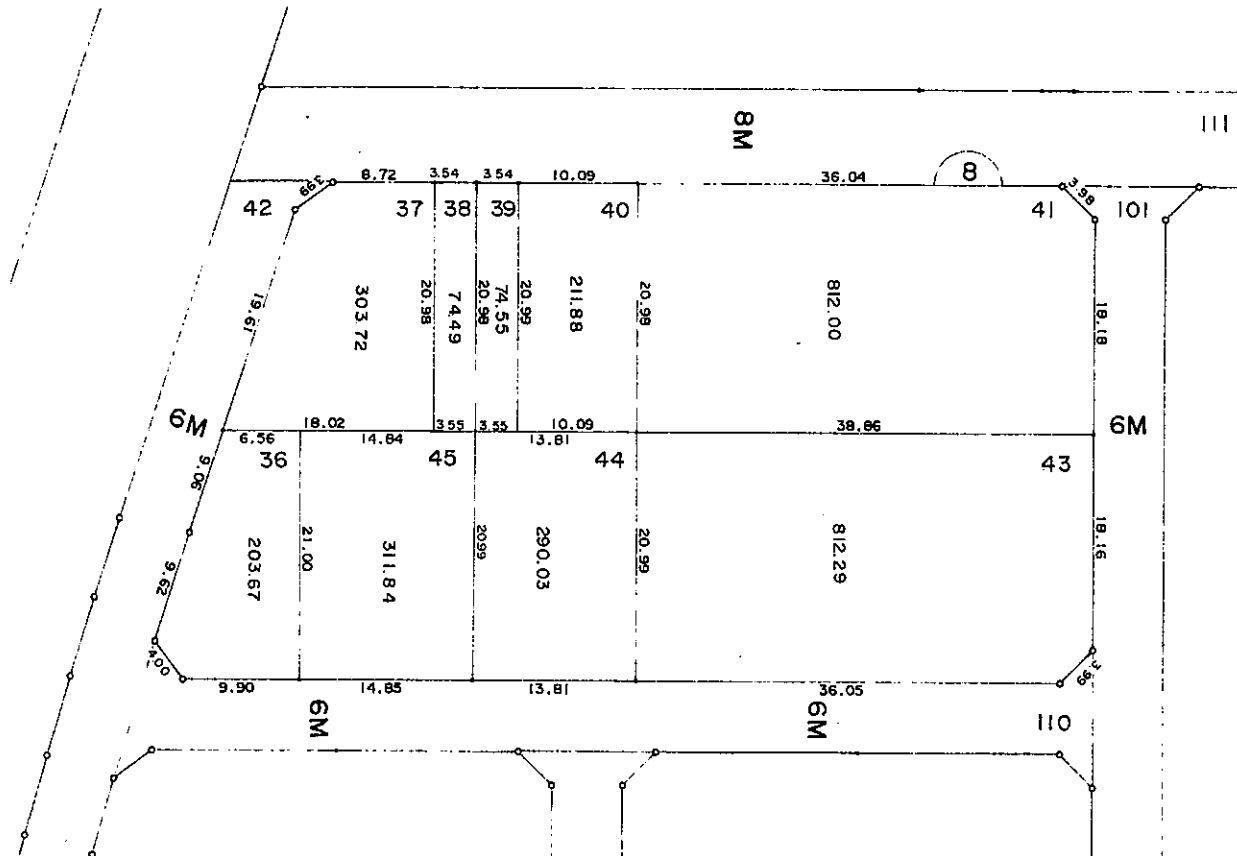
灘南部土地区画整理事業 画地確定図

(木場前中町 36 番地 ~ 45 番地)

この図面で土地境界の確認等を行う場合は、あくまで参考資料としてのみ使用してください。



S = 1 : 500



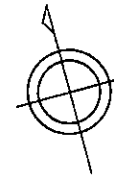
凡 例	
---	町 丁 界
77-1	地 番
1 2 3	面 積
6 M	街 路 巾 員

現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。

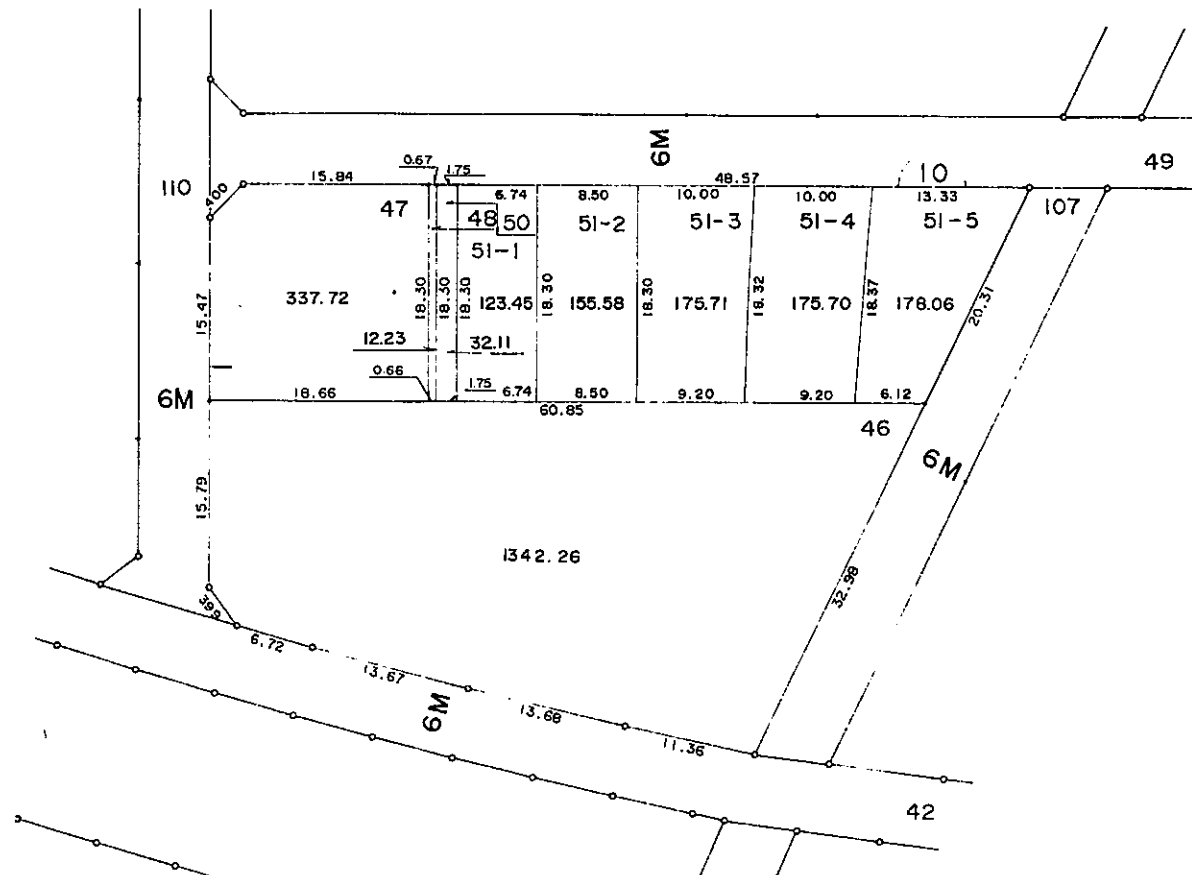
灘南部土地区画整理事業 画地確定図

(木場前中町 46 番地～51-5 番地)

この図面で土地境界の確認等を行う場合は、あくまで参考資料としてのみ使用してください。



S = 1 : 500



凡 例	
---	町 丁 界
77-1	地 番
1 2 3	面 積
6 M	街 路 巾 員

現況とは必ずしも一致しないことがあります。

換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。

境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。

本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。